

高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について

平成26年10月より高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種化されました。村では毎年度の対象の方に、個別でご案内を送付しています。令和4年度は、下記表の生年月日の方が対象となります。

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳となる方	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳となる方	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

※対象の方には、個別に案内を送付しますので、**必ずご確認ください。**

※令和4年度の接種対象者の方は、令和5年3月31日を過ぎますと、定期接種対象外となりますので、ご注意ください。

※これまでに1度でも定期予防接種(村の助成による接種)または任意予防接種(村の助成を受けない接種)で高齢者肺炎球菌感染症の予防接種(ニューモバックスNP)を受けたことのある方は、この定期予防接種の対象とはなりません。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

「もしかして？」ためらわないで！ 189(いちはやく)

令和4年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。また、2020年4月から**体罰が許されないものであることが法制化**されました。体罰は良くないと分かっているにもかかわらずいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあると思います。体罰によらない子育てのための工夫のポイントをご紹介します。

工夫のポイント

- ♪子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ♪「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ♪子どもの成長・発達によっても異なることもあります
- ♪子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
- ♪注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう
- ♪肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- ♪良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

否定的な感情が生じた時は、まずそういう気持ちに気付き、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。

厚生労働省ホームページ「体罰等によらない子育て」を引用

児童虐待かも…と思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル **いちはやく 189** (通話料無料)

子育てに悩んだら…

児童相談所
相談専用ダイヤル **いちはやく おなやみ 0120-189-783** (通話料無料)
 鶴居村子育て世代包括支援センター
(鶴居村役場保健福祉課 健康推進係) **0154-64-2116**

3歳児歯科表彰 虫歯のない子

令和4年9月に行われた3歳児健診で「虫歯のない子」として表彰されたお子さんです。



鶴居市街

佐々木 日和ちゃん
(ササキ ヒヨリ)

11月は乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策強化月間です

～睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう～

乳幼児突然死症候群(SIDS)は12月以降の冬季に発症しやすい傾向があることから、厚生労働省は毎年11月をSIDSの対策強化月間と定めています。

【SIDSとは】

SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なります。SIDSの予防法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることによりSIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう
- ②できるだけ母乳で育てましょう
- ③たばこをやめましょう

厚生労働省ホームページ「11月は乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間です」より引用



インフルエンザ予防接種のお知らせ

鶴居村では予防接種法に基づき、インフルエンザの発病の予防や発病後の重症化等を予防することを目的にインフルエンザの定期接種を行います。

インフルエンザ予防接種(定期接種)について

- 対象者：①予防接種日現在、65歳以上の方(村に住民票がある方または定期通院者)
②予防接種日現在、60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全症ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者程度等級1級に相当します)
※この予防接種は、主に個人予防の目的のために行うものであるため、ご本人の意思と責任で接種を希望する方が接種するものです。(接種義務はありません)
また、接種を希望される方は、接種前に予防接種の必要性や副反応についての説明書をよく読んで理解した上で受けましょう。
- 接種回数：1回
- 接種費用：1,000円(接種料金 3,170円の差額を村が助成します)
(生活保護受給者の方は無料になります。保健福祉課福祉係から無料接種券を発行します)
- 接種日時：10月24日(月)から12月末までの月曜日(13時30分～16時30分)、火曜日(16時～16時30分)
- 接種医療機関：村立鶴居診療所
- 予約方法

- ◆ 予約受付期間 10月11日(火)から受付開始(月・火・木・金)
- ◆ 電話予約受付時間 8時30分～11時30分、14時～17時まで
※水曜日は受け付けしていません。電話をかける時間を厳守してください。
接種希望日前日までに予約をお願いします。
- ◆ 予約先 村立鶴居診療所(☎0154-64-2122)

(7) その他

- 入院、入所されている方についても、同様に助成を行います。
医療機関や入所施設等に接種を希望する旨をお伝えください。



インフルエンザ予防接種(任意接種)費用の一部助成について

お子さんのインフルエンザ(任意接種)の接種費用の一部助成を乳幼児から高校生まで行っております。詳細については下記をご覧ください。

- 鶴居村に住所を有する**高校生までのお子さんで接種を希望される方**は接種費用の一部を助成します。
- 対象者 乳幼児、小・中学生及び高校3年生相当までの年齢の方
(平成16年4月2日以後に生まれた方)
※高校生については保護者が村内に住所を有していれば対象になります。
 - 接種費用 1回につき自己負担1,000円(接種料金の差額を村が助成します)
※村外の医療機関で接種される場合には、申請により償還払いいたします(2月末まで)
申請の際には、領収書、印鑑、振込口座を持参してください。
 - 接種回数 13歳未満：原則2回 13歳以上：原則1回

鶴居診療所からのお知らせ

鶴居診療所では、定期接種対象者及び、3歳から64歳までの方の任意接種の予約を上記予約方法と同様に受け付けいたします。

【問い合わせ先 鶴居村役場保健福祉課健康推進係 ☎0154-64-2116】